

白馬村環境基本条例

令和8年3月18日

白馬村条例第3号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 基本方針（第7条）

第3章 環境の保全等に対する基本的施策（第8条－第17条）

第4章 地球環境保全の推進（第18条－第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

雄大な北アルプス白馬連峰の麓に広がる、類いまれな山岳自然環境や里山、そして姫川源流をはじめとする豊かで美しい自然風土は、私たち白馬村民の「いのち」そのものです。この自然の恵みに抱かれ、共生しながら歩んできた先人たちの村づくりは、この地を将来の世代へ引き継ぐという強い意志と知恵のもとに築かれてきました。

しかしながら、今日の社会経済活動は、生活の利便性や豊かさをもたらした一方で環境への負荷を増大させ、その影響は地域の枠を超え、地球規模の環境問題を引き起こしています。

私たちは今、この豊かな自然と資源を慈しみつつ、健康で安心して暮らし続けられる村づくりに取り組まなければなりません。特に、気候変動や生物多様性の喪失は、本村にとって極めて深刻な脅威です。雄大な自然の恩恵を享受してきた白馬村だからこそ、この危機を自らの問題として捉え、「気候非常事態」を宣言し、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた確固たる決意を表明しています。

白馬村の自然風土を「いのち」として守り続け、これを次世代へ確実に引き継いでいくため、本村の地域特性、自然環境及び産業構造等を総合的に勘案し、人と自然が共生する持続可能な地域づくりを推進することを目的として、ここに条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、白馬村（以下「村」という。）、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の健康及び持続可能な社会の形成に寄与するとともに、村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 自然との共生 人は自然生態系の一部であり、自然との共生こそが持続可能な地域社会の基盤であることを深く認識するとともに、環境問題を自らの課題として捉え、あらゆる日常生活及び事業活動において環境負荷の低減に努めることにより、環境の保全と創造を積極的に推進するものとする。

- (2) 共通財産の継承 豊かな自然環境及び良好な景観は、村民の生活を支える「いのち」の源であり、現在及び将来の村民が等しく享受すべき共通の財産として、損なわれることなく確実に保全され、次世代へと継承されることを基本とする。
- (3) 公平な役割分担 環境の保全及び創造は、村民、事業者及び村が、それぞれの責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むものとし、環境への負荷の低減を図り、持続可能な循環型社会の構築を目的とするものとする。
- (4) 脱炭素社会の実現 次世代へつなぐ脱炭素社会の構築を目的とした総合的なエネルギー施策を展開するため、地域の特性を最大限に生かした再生可能エネルギーの導入及び利活用を積極的に図り、総力を挙げてゼロカーボン社会の実現に取り組むものとする。
- (5) 恵沢の享受と継承 村民及び事業者が健康で文化的な生活を送るために欠くことのできない豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行わなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念にのっとり、自ら環境への関心を高めるとともに、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、村民は、地域社会と協働して環境の保全及び創造に努めるとともに、村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置

を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本方針

(環境施策の基本方針)

第7条 村は、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に環境施策を行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地及び水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的及び社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境を確保すること。
- (4) 良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ることにより、良好で文化的な生活環境を形成すること。
- (5) 資源の循環的な利用、再生可能エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。
- (6) 気候変動及び生物多様性の喪失等地球環境問題に対する村民等の自発的な学習を啓発し、地球環境保全に関する施策の推進を積極的に行うこと。

第3章 環境の保全等に対する基本的施策

(環境と景観に対する配慮)

第8条 土地利用その他これらに類する行為を行う村民又は事業者は、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境と景観の保全

について適正に配慮しなければならない。

(規制の措置)

第9条 村は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、村は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第10条 村は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者が、その活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるように誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(快適な環境の保全及び創造)

第11条 村は、自然環境及び歴史的環境の保全及び創造に関し必要な措置を講ずるとともに、自然との触れ合いの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境の保全及び創造に関し必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第12条 村は、環境への負荷の低減を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 村の施設の建設及び維持管理を行うに当たり、安全性及び景観の保全を確保したうえで、太陽光、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーを積極的に導入すること。
- (2) 村の物品等の調達及びその他の事業の実施に当たり、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を図ること。
- (3) 村民及び事業者が、資源の循環的利用、再生可能エネルギー等の有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずること。

(水資源の保全等)

第13条 村は、水資源を守るため、河川及び地下水等の水資源の保全に必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第14条 村は、緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全並びに緑化を推進するための必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の充実)

第15条 村は、学校及び関係機関等と連携して、村民等が環境の保全等を推進するための環境教育及び環境学習の充実を図るものとする。

(情報の収集及び提供)

第16条 村は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、これを適切に提供するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第17条 村は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たって、広域的な取組が必要とされるものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第18条 村は、地球環境に影響を与える温室効果ガスを抑制するための施策に率先して取り組むとともに、地球環境保全のために必要な措置を講ずるものとする。

2 村は、地球環境保全を推進するため、地球環境の状況その他の地球環境保全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(地球温暖化対策のための取組)

第19条 村は、地球環境保全の推進について、広域的な取組を必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体並びにその他関係機関と連携し、推進するものとする。

2 村は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるものとする。

3 村民及び事業者は、その日常生活、事業活動及び滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自ら講ずるよう努めるとともに、村が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

第5章 雑則

(補則)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。